

建設工事に係る最低制限価格・調査基準価格・失格判断基準の算定式

【算定式: 令和4年5月1日以降の公告・指名通知より対象】

【対象金額: 令和4年1月1日以降の公告・指名通知より対象】

			土木関係工事(愛知県建設局積算基準及び歩掛表等に基づき積算する工事)	
			一般土木工事等 (一般土木工事、舗装工事、鋼構造物工事、 土木工作物塗装工事など 右記以外の土木関係工事全て)	土木関係の機械設備工事、 電気設備工事、電気通信工事
低入札価格調査制度	対象	予定価格2億円以上の全工事		
	調査基準価格	(直接工事費×97%＋共通仮設費×90% ＋現場管理費×90%＋一般管理費等×68%)× 1.10 【※1】 ただし、上記算定式で算出した額が予定価格の9.2/10を超える場合は 9.2/10に相当する額、また7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額 【※2】 (機器単体費×92%＋直接工事費×97% ＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90% ＋一般管理費等×68%)×1.10 【※1】 ただし、上記算定式で算出した額が予定価格の9.2/10を超える場合は 9.2/10に相当する額、また7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額 【※2】		
	対象	予定価格2億円以上の全工事 (ただしWTO対象工事は除く。)		
	失格判断基準	予定価格(税抜き)の積算内訳に対し、以下のいずれかに 該当することとなった場合には、その者の入札は失格 入札価格(税抜き) の積算内訳 予定価格(税抜き) の積算内訳 直接工事費の額 < 直接工事費×90%の額 共通仮設費の額 < 共通仮設費×80%の額 現場管理費の額 < 現場管理費×80%の額 一般管理費等の額 < 一般管理費等×30%の額 予定価格(税抜き)の積算内訳に対し、以下のいずれかに 該当することとなった場合には、その者の入札は失格 入札価格(税抜き) の積算内訳 予定価格(税抜き) の積算内訳 機器単体費 直接工事費 の合計額 < 機器単体費×81% 直接工事費×90% の合計額 共通仮設費の額 < 共通仮設費×80%の額 現場管理費の額 < 現場管理費×80%の額 一般管理費等の額 < 一般管理費等×30%の額		
最低制限価格制度	対象	競争入札に付す予定価格2億円未満の全工事 (ただし総合評価落札方式を適用するものは低入札価格調査制度の対象とする。)		
	最低制限価格	(直接工事費×97%＋共通仮設費×90% ＋現場管理費×90%＋一般管理費等×68%)× 1.10 ただし、上記算定式で算出した額が予定価格の9.2/10を超える場合は 9.2/10に相当する額、また7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額 【※2】 (機器単体費×92%＋直接工事費×97% ＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90% ＋一般管理費等×68%)×1.10 ただし、上記算定式で算出した額が予定価格の9.2/10を超える場合は 9.2/10に相当する額、また7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額 【※2】		

		建築関係工事(公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事)	
		建築工事、建築設備工事 (一般建築工事、工作物解体工事、電気設備工事、電気通信工事、管工事、空調工事、建築塗装工事など 右記以外の建築関係工事全て)	建築関係の昇降機設備工事等 (エレベータ工事その他の製造部門を持つ 専門工事業者を対象とした工事)
低入札価格調査制度	対象	予定価格2億円以上の全工事	
	調査基準価格	$(\text{直接工事費} \times 90\% \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10$ 【※1】 ただし、上記算定式で算出した額が予定価格の9.2/10を超える場合は9.2/10に相当する額、また7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額 【※2】	$(\text{直接工事費} \times 80\% \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + (\text{直接工事費} \times 20\% + \text{現場管理費}) \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10$ 【※1】 ただし、上記算定式で算出した額が予定価格の9.2/10を超える場合は9.2/10に相当する額、また7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額 【※2】
	対象	予定価格2億円以上の全工事 (ただしWTO対象工事は除く。)	
	失格判断基準	予定価格(税抜き)の積算内訳に対し、以下のいずれかに該当することとなった場合には、その者の入札は失格 入札価格(税抜き)の積算内訳 $\text{直接工事費} \times 90\%$の額 $<$ $\text{直接工事費} \times 90\% \times 90\%$の額 共通仮設費の額 $<$ $\text{共通仮設費} \times 80\%$の額 $\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}$の額 $<$ $(\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 80\%$の額 一般管理費等の額 $<$ $\text{一般管理費等} \times 30\%$の額	予定価格(税抜き)の積算内訳に対し、以下のいずれかに該当することとなった場合には、その者の入札は失格 入札価格(税抜き)の積算内訳 $\text{直接工事費} \times 80\%$の額 $<$ $\text{直接工事費} \times 80\% \times 90\%$の額 共通仮設費の額 $<$ $\text{共通仮設費} \times 80\%$の額 $\text{直接工事費} \times 20\% + \text{現場管理費}$の額 $<$ $(\text{直接工事費} \times 20\% + \text{現場管理費}) \times 80\%$の額 一般管理費等の額 $<$ $\text{一般管理費等} \times 30\%$の額
最低制限価格制度	対象	競争入札に付す予定価格2億円未満の全工事 (ただし総合評価落札方式を適用するものは低入札価格調査制度の対象とする。)	
	最低制限価格	$(\text{直接工事費} \times 90\% \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10$ ただし、上記算定式で算出した額が予定価格の9.2/10を超える場合は9.2/10に相当する額、また7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額 【※2】	$(\text{直接工事費} \times 80\% \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + (\text{直接工事費} \times 20\% + \text{現場管理費}) \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10$ ただし、上記算定式で算出した額が予定価格の9.2/10を超える場合は9.2/10に相当する額、また7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額 【※2】

- ※1 調査基準価格(税抜き)に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。最低制限価格及び失格判断基準も同様です。
- ※2 9.2/10に相当する額は予定価格(税抜き)に9.2/10を乗じ、1万円未満の端数を切り捨ててから1.10を乗じた額とします。
 7.5/10に相当する額は予定価格(税抜き)に7.5/10を乗じ、1万円未満の端数を切り上げてから1.10を乗じた額とします。